

令和5年度 指定管理者業務評価表

施設名	八街市障がい者就労支援事業所
指定管理者	社会福祉法人 光明会
施設管理担当部署	福祉部 障がい福祉課

●評価基準

- 5・・・協定書、仕様書等の要求基準を超える水準で業務を履行している。
- 4・・・協定書、仕様書等で定められた水準で業務を履行している。(適正)
- 3・・・協定書、仕様書等の内容どおり業務を履行している。(概ね適正)
- 2・・・協定書、仕様書等で定められた水準に達成していないものも部分的に認められるが、施設運営等に支障は生じていない。
- 1・・・協定書や仕様書等で定められた水準に達しておらず、かつ、施設運営等に支障が出ており、早急に改善を要する。

確認項目	項番	達成基準	評価
業務履行状況	職員体制	1 事業計画書に即し、職員を過不足なく配置している。	4
		2 必要な資格、経験等を有する職員が確保されている。	5
		3 労働関係法令を遵守し、職員の適正な労働条件を確保している。	4
	外部委託	4 外部委託の内容、委託先は適切である。	4
	個人情報保護	5 個人情報保護に関する規程が整備されている。	4
		6 個人情報の漏洩、滅失等の事故防止対策を講じている。	5
	情報公開	7 情報公開に関する規程が整備されている。	4
		8 協定書等に従い、情報を適切に管理、公表している。	4
	管理記録	9 業務日誌等を適切に整備、保管している。	4
		10 点検、修繕等の履歴が適切に記録、保管されている。	4
	緊急対応	11 事故、災害等の緊急時の連絡体制が確保されている。	4
		12 緊急時のマニュアルが整備され、定期的に訓練等を行っている。	5
	施設管理	13 事故防止及び安全確保のために必要な対策を講じている。	5
	事業運営	14 事業計画書に則って、指定管理業務を適切に行っている。	4
		15 施設の目的に沿って、自主事業を実施している。	4
	維持管理	16 仕様書等に従い、清掃、警備、衛生管理を適切に行っている。	4
		17 仕様書等に従い、施設、設備の保守管理を適切に行っている。	4
		18 協定書等に従い、適切に修繕を行い、市に報告している。	4
	地域との連携	19 地域との連携や協働が図られている。	5
	広報活動	20 効果的な営業、広報活動を行っている。	4
利用者サービス	利用者対応	21 言葉遣い、態度、服装等の接遇について適切である。	3
		22 利用許可、案内等を迅速かつ適切に行っている。	4
		23 利用者アンケート等の結果、利用者の満足が得られている。	4
	苦情等対応	24 苦情、要望等に対して迅速かつ適切に対応している。	3
		25 利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みを行っている。	4
経済性	効率性	26 経費の効果的、効率的な執行を行っている。	5
		27 指定管理業務に関し、経費低減の取り組みを行っている。	5
	経理事務	28 専用の口座、帳簿等を備え、適切に経理事務を行っている。	5
	予算執行	29 収支予算書の範囲内で適正に予算を執行している。	4
	財務状況	30 団体の財務状況は、業務の継続が可能な状態である。	4
評価基本点 (100点満点に補正)			84
総合評価	90点以上 80点以上90点未満 70点以上80点未満 50点以上70点未満 50点未満	A (優れていると認められる) B (適正であると認められる) C (概ね適正であると認められる) D (改善が必要である) E (大幅な改善が必要である)	B
[所見] 情報管理や安全対策などがマニュアル化され、職員の育成や管理体制など法人全体で取り組んでおり、業務の効率化についても日頃から調査研究され、経費の削減や利用者の工賃増額にもつながっている点など評価できる。 また、施設職員だけでなく法人や第三者による評価がされており、運営の透明性についても確保されている。 一方、施設の老朽化については課題があり、今後も利用者が安全に使用できるよう、施設の保全について市と指定管理者が調整しながら、迅速に対応していく必要がある。 今回のモニタリングでは、協定書の内容が遵守され、事業計画に基づき業務が履行されていることが確認できた。財務状況も健全であり、今後の業務継続に問題はないものと考えられる。			